

田原市ごみ中継施設整備工事

【発注仕様書】

令和 4 年 1 0 月

愛 知 県 田 原 市

目 次

第 1 章 総則	- 1 -
第 1 節 共通事項	- 1 -
第 2 節 計画概要	- 2 -
第 3 節 計画主要目	- 4 -
第 4 節 施設機能の確保	- 9 -
第 5 節 材料及び機器	- 10 -
第 6 節 試運転及び指導期間	- 11 -
第 7 節 性能保証	- 12 -
第 8 節 契約不適合責任	- 13 -
第 9 節 工事範囲	- 16 -
第 10 節 提出図書	- 16 -
第 11 節 検査及び試験	- 20 -
第 12 節 正式引渡し	- 21 -
第 13 節 その他	- 21 -
第 2 章 機械設備工事仕様	- 25 -
第 1 節 各設備共通仕様	- 25 -
第 2 節 受入供給設備	- 29 -
第 3 節 積替・搬出設備	- 33 -
第 4 節 集じん・脱臭設備	- 36 -
第 5 節 電気計装設備	- 37 -
第 6 節 給水設備	- 44 -
第 7 節 排水設備	- 45 -
第 8 節 雑設備	- 47 -
第 3 章 土木建築工事仕様	- 49 -
第 1 節 計画基本事項	- 49 -
第 2 節 建築工事	- 51 -
第 3 節 建築電気設備工事	- 55 -
第 4 節 建築機械設備工事	- 57 -
第 5 節 外構工事	- 59 -
第 6 節 仮設搬入路工事	- 61 -

【添付資料】

- 添付資料 1 田原市ごみ中継施設整備工事計画図
- 添付資料 2 測量平面図
- 添付資料 3 樹木調査図
- 添付資料 4 地質調査業務報告書

【参考資料】

- 参考資料 1 既設平面図（建築図）
- 参考資料 2 既設平面図（電気図）
- 参考資料 3 既設高圧受変電設備図
- 参考資料 4 既設衛生設備配置図

第 1 章 総則

本仕様書は、田原市（以下「本市」という。）が発注する田原市ごみ中継施設整備工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第 1 節 共通事項

1 本仕様書の位置づけ

- （１）本仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、採用する設備、装置及び機器類は、必要な能力と規模を有し、かつ維持管理費の節減を十分考慮したものでなければならない。
- （２）本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備等または工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として工事受注者（以下「受注者」という。）の責任において完備しなければならない。

2 性能発注

- （１）本工事の発注方式は、設計と施工をあわせて契約を行う「性能発注方式」であり、受注者は「設計上の契約不適合責任」及び「施工上の契約不適合責任」を負うことに留意し、設計施工を行わなくてはならない。
- （２）さらに工事完了後においても施設性能に疑義が生じた場合は、受注者の責任において確認し、性能条件を満たしていない場合は、受注者の責任において、本市と協議の上、改善の義務を果たすこと。

3 本仕様書の記載事項

- （１）[]書きで記載され、具体的な数量・方式等が記載されていないものについては、当該項目に必要な能力、台数、性能等を考慮して受注者提案により整備すること。
- （２）[]書きで記載され、具体的な数量・方式等が記載されているものは、現時点で本市が標準と考えるものであり、これを上回って設計することを妨げるものではない。同等の機能を有する、かつ、合理性が認められるなどの理由を提案時に明確にすることにより、代替設備に変更、数量の変更という選択をすることができる。
- （３）本仕様書にて[]書きがなく示す仕様は、本市が標準仕様と考えるものであり、原則として変更を認めない。ただし、特別な理由があり本市が認める場合には変更を可とする。なお、標準仕様から変更を行う場合は、同等の機能を有するかつ合理性が認められるなどの理由を明確にすること。また、標準仕様から異なる内容で提案する場合は、見え消し線を引いたうえで提案内容を記載すること。

第2節 計画概要

1 一般概要

本市及び豊橋市は、国及び愛知県の方針に基づき、令和7年4月からごみ処理広域化を開始し、本市の可燃ごみ及び生ごみを豊橋市内の処理施設で処理する予定をしている。

それに伴い、本市においては、市民や事業者がこれまでより遠方の豊橋市内までごみを運搬して市民サービスが低下しないよう、また、処理施設までの交通渋滞の抑制やCO₂排出量の低減を図るため、令和6年度末までに、田原リサイクルセンター（以下「炭生館」という。）の敷地内にごみ中継施設を整備することとした。

可燃ごみについては、令和7年度から新施設稼働までの間、既設の豊橋市資源化センターで処理する。また、生ごみについては、令和7年度から豊橋市バイオマス利活用センターで継続的処理を開始するものとする。なお、整備場所の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮するとともに、合理的及び経済的で、かつ維持管理が容易な施設とし、運転従事予定者の労務環境を考慮したものとする。

また、本工事の期間中においても炭生館は継続使用することから、施設の稼働に支障のない工事計画を立案すること。

本施設の設計・整備については、環境省循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施予定である。受注者は、本市が行う本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等を含む行政手続きに必要な書類の作成等の協力、支援を行うこと。

また、本施設は30年間に渡り使用する予定であるため、受注者は30年間の使用を前提として本事業を実施すること。

2 工事名

田原市ごみ中継施設整備工事

3 施設規模

50t／日

可燃ごみ 約 40t／日（コンパクト・コンテナ方式）

生ごみ 約 10t／日（コンテナ方式）

4 整備場所

愛知県田原市緑が浜二号2番地91（都市計画区域内、工業専用地域）

5 敷地面積

11,361.88 m² (工事範囲 約 2,854 m²)

6 全体計画

- (1) 施設全体が周辺の地域環境に調和できるような清潔なイメージと周辺の美観を損なわない施設とすること。
- (2) 工事期間中においても炭生館を継続使用する計画とする。そのため、工事期間中の敷地内の安全確保に十分に留意すること。
- (3) トラックスケールは搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。
- (4) 搬入車両や搬出車両など、想定される関係車両の安全で円滑な交通が図られるものとする。
- (5) 各機器は原則としてすべて建屋内に収納し、配置に際しては、機能発揮及び整備・点検・補修等が容易となるように考慮した計画とすること。
- (6) 環境保全対策として、防音、防臭、防じん、防振対策を十分行うこと。
- (7) 整備場所は津波避難対象区域であるため、浸水被害が最小限となる計画とすること。

7 立地条件

(1) 都市計画事項

- 1) 都市計画区域：都市計画区域内
- 2) 用途地域：工業専用地域
- 3) 高度地区：指定なし
- 4) 防火地域：指定なし
- 5) 建ぺい率：60%
- 6) 容積率：200%

(2) ユーティリティ条件

以下のとおりとすること。なお、本工事範囲により既設ユーティリティが干渉する範囲は仮設転がし配管等の敷設、切替え等により、炭生館の継続稼働に影響のないこと。

(参考資料2 既設平面図(電気図) 参照。)

(参考資料4 既設衛生設備配置図 参照。)

- 1) 電気：事業地内に構内第一柱を設置し引込
- 2) 水道：既設水道管引込位置から配管
- 3) 電話：構内第一柱より引込
- 4) 排水：生活排水は浄化槽処理後、公共用水域へ放流
プラント排水は場内で処理後、公共用水域へ放流

5) 雨 水：公共用水域へ放流

8 工期（予定）

契約 令和5年4月 1日（本契約）

竣工 令和7年3月14日

※本工事は、環境省循環型社会形成推進交付金の内示後に着手すること。

第3節 計画主要目

1 処理能力

(1) 公称能力

指定されたごみ質の範囲内において、以下の処理能力を有すること。

1) 可燃ごみ：40t／日

2) 生ごみ：10t／日

(2) 計画ごみ質

1) ごみの種類

ア 可燃ごみ

イ 生ごみ

2) ごみの計画単位体積重量

ア 可燃ごみ：0.15t／m³

イ 生ごみ：0.40t／m³

(3) 計画年間処理量

ア 可燃ごみ：10,690t

イ 生ごみ：2,755t

2 搬入・搬出及び運転（予定）

(1) ごみ搬入体制

1) 搬入日

週6回（月～土曜日）

2) 搬入時間

8:30～16:30

(2) 稼働日、稼働時間

1) 稼働日

週 6 日 (月～土曜日)

2) 稼働時間

8:30～16:30 (本施設稼働時間)

9:00～16:00 (搬出先受付時間)

※12:00～13:00 は搬出先受付時間外

※搬出先まで 可燃ごみ往復距離：約 44 km (豊橋田原ごみ処理施設)

生ごみ往復距離：約 28 km (豊橋市バイオマス利活用センター)

※土曜日に、生ごみは搬出ししないものとする。

(3) 搬入・搬出車両

1) 搬入車

6 t パッカー車 (最大)

2) 搬出車両

10t 脱着装置付コンテナ専用車 (車両総重量 20t 以下)

3 公害防止基準

法基準の改正があった場合は、改正に対応した基準とすること。

(1) 騒音基準

敷地境界線において、定格負荷時に次の基準値以下とすること。

田原市の臨海企業に対する公害防止指導基準

AM6 : 00～PM10 : 00	70 デシベル
PM10 : 00～翌日 AM6 : 00	65 デシベル

(2) 振動基準

敷地境界線において、定格負荷時に次の基準値以下とすること。

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日の午前 7 時まで
第 2 種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル

(3) 悪臭基準

敷地境界線において、以下の基準値以下とすること。

悪臭物質名	基準値 (ppm)	悪臭物質名	基準値 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

田原市の定める規制基準

規制地域の区分	第3種地域
敷地境界における臭気指数 (1号基準)	18
参考：程度	無臭の空気又は水で64倍に希釈すると、ほとんどの人が匂いを感じられなくなることを表す。

(4) 水質基準

次の基準値以下とすること。

田原市の臨海企業に対する公害防止指導基準

区分		指導基準
水	p H	6.0～8.5
	BOD, COD	1 リットルにつき 20mg 以下
	SS	1 リットルにつき 20mg 以下
	n-ヘキサンの抽出物質(鉱物油)	1 リットルにつき 1mg 以下
	n-ヘキサンの抽出物質(動植物油)	1 リットルにつき 5mg 以下
	フェノール類	1 リットルにつき 0.5mg 以下
	銅	1 リットルにつき 0.5mg 以下
	亜鉛	1 リットルにつき 1mg 以下
	鉄	1 リットルにつき 5mg 以下
	マンガン	1 リットルにつき 5mg 以下
	クロム	1 リットルにつき 1mg 以下
	フッ素	1 リットルにつき 7mg 以下
質	大腸菌群数	1,500 個／cm ³ 以下
	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつき 0.01mg 以下
	有機リン化合物	検出されないこと
	鉛及びその化合物	1 リットルにつき 0.1mg 以下
	六価クロム化合物	1 リットルにつき 0.05mg 以下
	ヒ素及びその化合物	1 リットルにつき 0.05mg 以下
	水銀及びアルキル水銀化合物とその他の水銀化合物	検出されないこと
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
シアン化合物	1 リットルにつき 0.1mg 以下	
PCB	検出されないこと	

4 環境保全

公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。
特に本仕様書に明示した公害防止基準値を満足するよう設計すること。また、法令の変更等に伴い公害防止基準値の軽微な変更を行った場合は、これを遵守できるものとする
こと。

(1) 粉じん対策

粉じんが発生する箇所や機械設備には十分な能力を有する集じん装置や散水設備等を設けるなど、粉じん対策を考慮すること。

(2) 騒音対策

騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定することとし、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に漏れないようにすること。また、排風機等の設備には消音器を取り付けるなど、必要に応じて防音対策を施した構造とすること。

(3) 振動対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設けるなど対策を考慮すること。

(4) 悪臭対策

悪臭の発生する箇所には必要な対策を講じるものとする。

(5) 水質対策

必要な対策を講じるものとする。

5 運転管理

(1) 本施設の運転管理は少人数で運転可能なものとし、経費の節減と省力化を図るため、安定性、安全性、能率性及び経済性を考慮して各工程は可能な限り機械化、自動化を図るものとする。

(2) 運転管理は、全体フローの制御監視が可能な中央集中管理方式とする。

6 安全衛生管理（作業環境基準）

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。また、関連法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保を心掛けること。特に機器側における騒音が約80dB（騒音源より1mの位置において）を超えると予想されるものについては原則として、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施すこと。機械騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ等は、必要に応じて別室に収容すると共に、必要に応じて部屋の吸音工事等を施すこと。

(1) 安全対策

設備装置の配置、建設、据付はすべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。

(2) 災害対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従って、火災対策設備を設けること。

第4節 施設機能の確保

1 適用範囲

本仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、施設の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無にかかわらず、受注者の責任において全て完備すること。

2 疑義

受注者は、本仕様書を熟読吟味し、もし、疑義がある場合は本市に照会し、本市の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度、書面にて本市と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

3 変更

- (1) 提出済の契約設計図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本市の指示及び本市と受注者との協議等により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 実施設計に先立ち、契約設計図書を提出すること。なお、見積設計図書に変更がない場合は、見積設計図書を契約設計図書とすることができる。
- (3) 実施設計期間中、契約設計図書及び見積設計図書の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、契約設計図書に対する改善・変更を受注者の負担において行うものとする。
- (4) 実施設計完了後、実施設計図書中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行うものとする。
- (5) 実施設計は、原則として契約設計図書によるものとする。契約設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、機能及び運転管理上の内容が同等以上の場合において、本市の指示又は承諾を得て変更することができる。なお、この場合は請負金額の増減は行わない。
- (6) その他、本施設の建設に当たって変更の必要が生じた場合は、本市の定める契約条項等によるものとする。

4 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

第5節 材料及び機器

1 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格(J I S)、電気学会電気規格調査会標準規格(J E C)、日本電機工業会標準規格(J E M)、日本水道協会規格(J W W A)、空気調和・衛生工学会規格(H A S S)、日本塗料工事規格(J P M S)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、本市が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、協議に応じること。

- (1) 本仕様書で要求される機能(性能・耐用度を含む。)を確実に満足できること。
- (2) 原則としてJ I S等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (5) 国内に納入実績があること。

2 使用材質

特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。また、整備場所は、海に隣接していることから、耐塩害を考慮した材料を使用すること。

3 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカー統一に努め互換性を持たせること。

原則として、事前にメーカーリストを提出して承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカー選定に当たっては、アフターサービス体制も十分考慮して万全を期すること。また、電灯は、原則として、L E D等省エネルギータイプを採用するなど環境に配慮した材料、機器を優先的に使用すること。

4 特許料等

本施設の設計、施工、運転に当たって、第三者から技術料、特許料、著作権料等を要求されることがないものとする。

5 施工体制

設計・施工業務に当たっては、建築業法に定める資格を有する監理技術者を専任させること。監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課長通知 令和2年9月30日改正）を参照のこと。また、実施設計にあたっては、管理技術者を選任すること。

監理技術者及び管理技術者は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

第6節 試運転及び指導期間

1 試運転

- (1) 工期内に試運転を行うものとする。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験、性能試験結果確認を含めて〔20〕日間とすること。
- (2) 試運転は、受注者が本市とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、受注者の責任で行うこと。
- (3) 試運転において支障が生じた場合は、受注者が現場の状況を判断し適切に対応すること。受注者は試運転期間中の調整、修理、運転記録を作成し、提出すること。
- (4) この期間に行われる調整及び点検には、本市の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本市に報告すること。
- (5) 補修に際しては、受注者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本市の承諾を得ること。

2 運転指導

- (1) 受注者は、本施設に配置される運転従事予定者に対して、円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（安全管理・点検業務を含む。）について、教育指導計画書に基づき十分な教育と指導を行い、引渡し後の運転に支障の無いようにしなければならない。なお、教育指導計画書等はあらかじめ受注者が作成し、本市の承諾を受けなければならない。
- (2) 運転指導期間は試運転期間中の〔10〕日間とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本市と受注者の協議のうえ実施しなければならない。
- (3) 受注者は試運転期間中に引渡性能試験結果の報告を行い、本市の承諾を受けること。

3 試運転及び運転指導に係る費用

施設引渡しまでの試運転、運転指導に必要な費用の負担は次のとおりとすること。

(1) 本市の負担

ごみの搬入、各搬出物の搬出・処分費及び本施設に配置される職員の人件費（運転従事予定者を含む。）

(2) 受注者の負担

前項以外の用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費を受注者が負担すること。

第7節 性能保証

性能保証事項の確認については、施設を引渡す際に行う引渡性能試験に基づいて行うこと。

引渡性能試験の実施条件等は以下に示すとおりであること。

1 保証事項

(1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て受注者の責任により発揮させなければならない。
また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、本市の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。

(2) 性能保証事項

1) ごみ処理能力及び公害防止基準等

以下の項目について「第2節 計画主要目」に記載された数値等に適合すること。

ア 公称能力

イ 公害防止基準（粉じん、騒音、振動、悪臭基準）

ウ 作業環境基準

エ 緊急作動試験

非常停電、機器故障等本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

2 引渡性能試験

(1) 引渡性能試験条件

引渡性能試験は次の条件で行うこと。

- 1) 引渡性能試験における施設の運転については本市が実施するものとし、機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等その他の事項は受注者が実施すること。
- 2) 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本市の承諾を得て他の適切な機関に依頼することができる。

(2) 引渡性能試験方法

- 1) 受注者は、引渡性能試験を行うに当たって、あらかじめ本市と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本市の承諾を得なければならない。
- 2) 性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を本市に提出し、承諾を得て実施すること。

(3) 予備性能試験

- 1) 引渡性能試験を順調に実施し、かつ、その後の完全な運転を行うために、受注者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に本市に提出しなければならない。予備性能試験期間は、十分なならし運転を行った後に1日以上実施すること。
- 2) 予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。
- 3) 性能が発揮されない場合は、受注者の責任において対策を施し、引き続き再試験を実施すること。

(4) 引渡性能試験

- 1) 工事期間中に引渡性能試験を行うものとする。本施設の引渡性能試験期間は1日以上とすること。
- 2) 引渡性能試験は、本市立会のもとに引渡性能試験要領書に基づき実施すること。

(5) 性能試験に係る費用

予備性能試験、引渡性能試験による性能確認に必要な費用については、すべて受注者負担とすること。

第8節 契約不適合責任

受注者は、設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等について、速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。

本工事は性能発注（設計施工契約）方式を採用しているため、受注者は施工の契約不適合に加えて設計の契約不適合についても改善等の責任を負うこと。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本市は受注者に対し契約不適合の改善を要求できるものとする。

ただし、搬入物の量や性状の著しい乖離や本市側の誤操作、天災等の不可抗力についてはこの限りではないものとする。

契約不適合の有無については適時契約不適合検査を行い、その結果を基に判定すること。

1 契約不適合責任

(1) 設計の契約不適合責任

- 1) 設計の契約不適合責任期間は原則として、引渡し後 10 年間とすること。この期間内に発生した設計の契約不適合は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて受注者の責任において、改善等すること。なお、設計図書とは、本章第 9 節に規定する実施設計図書、施工承諾申請図書、完成図書並びに発注仕様書とするが、優先順位は完成図書、施工承認申請図書、実施設計図書、発注仕様書の順とすること。
- 2) 引渡し後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本市と受注者との協議のもとに受注者が作成した引渡性能試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施すること。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は本市の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用負担については、本市と受注者との協議によるものとする。
- 3) 性能確認試験の結果、受注者の契約不適合責任に起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施工の契約不適合責任

1) プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合責任期間は原則として、引渡し後 2 年間とする。ただし、本市と受注者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

建築工事関係の契約不適合責任期間は原則として引渡し後 2 年間とする。本市と受注者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

また、防水工事等については「公共建築工事標準仕様書」（最新版）を基本とし、保証年数が明記された保証書を提出すること。

3) 契約不適合責任期間中の費用負担

契約不適合責任期間中の設備定期点検費用は、本工事に含めること。

2 契約不適合検査

- (1) 本市は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合検査を行わせることができるものとする。
- (2) 受注者は本市と協議したうえで、契約不適合検査を実施しその結果を報告すること。
- (3) 契約不適合検査にかかる費用は受注者の負担とすること。
- (4) 契約不適合検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うこと。
- (5) 本検査で契約不適合と認められる部分については、受注者の責任において改善、補修すること。

3 契約不適合確認要領書

受注者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本市に提出し、承諾を受けること。

4 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は、次のとおりとすること。

- (1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- (2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- (4) 性能に著しい低下が認められた場合
- (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

5 契約不適合の改善、補修

(1) 契約不適合の保証

- 1) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本市の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。
- 2) 改善・補修期間中において、本施設で受入れ不可能となったごみについては、受注者の責任かつ費用負担のもと全量処理するものとする。

(2) 契約不適合判定に要する経費

契約不適合責任期間中の契約不適合判定に要する経費は、受注者の負担とすること。

第9節 工事範囲

本仕様書に定める工事の範囲は次のとおりとすること。

1 機械設備工事

- (1) 受入供給設備
- (2) 積替・搬出設備（コンテナ・コンテナ運搬車両を含む。）
- (3) 集じん・脱臭設備
- (4) 電気計装設備
- (5) 給水設備
- (6) 排水設備
- (7) 雑設備

2 土木建築工事

- (1) 建築工事
- (2) 建築電気設備工事
- (3) 建築機械設備工事
- (4) 外構工事
- (5) 仮設搬出入路工事

3 その他

- (1) その他工事
- (2) 試運転及び運転指導

第10節 提出図書

1 見積設計図書

本仕様書に基づき、期日までに次の図書を提出すること。図面の縮尺は、図面内容に適した大きさとすること。

提出図書はすべて乾式コピーもしくは同等品とし、製本はファイル綴じ等簡易な製本とすること。なお、見積設計図書等の作成に要する経費は見積参加者の負担とすること。

- (1) 施設概要説明図書
 - 1) 各設備概要説明
 - ・主要設備概要説明書
 - ・各プロセスの説明書
 - ・独自の設備の説明書
 - ・処理不適物に対する運転説明書

2) 設計基本数値計算書及び図面

- ・物質収支
- ・用役収支（電力、水、燃料、薬品等）
- ・容量計算、性能計算
- ・負荷設備一覧表
- ・その他必要なもの

3) 準拠する規格又は法令等

4) 運転管理条件

- ・年間運転管理条件
- ・年間処理費及び維持補修経費（引渡しより20か年分）
- ・運転維持管理人員
- ・予備品リスト
- ・消耗品リスト
- ・機器取扱に必要な資格者リスト

5) 労働安全衛生対策

6) 公害防止対策

7) 主要機器の耐用年数

8) アフターサービス体制

9) 受注実績表（竣工年度、自治体名、施設名、施設規模、圧縮設備方式、工事費）

10) 主要な使用特許リスト

11) 主要機器メーカーリスト

(2) 設計仕様書

(3) 図面

- 1) 全体配置図及び動線計画図（1/500～1/1,000）
- 2) 各階機器配置図（1/200～1/400）
- 3) 断面図（1/200～1/400）
- 4) フローシート
- 5) 主要機器組立図
- 6) 計装システム構成図
- 7) 建築仕上表
- 8) その他必要な図面

(4) 工事工程表

(5) 見積書

2 契約設計図書

受注者は、本仕様書に基づき本市の指定する期日までに契約設計図書を各3部提出すること。ただし、見積設計図書に変更がない場合は、見積設計図書をもって契約設計図書とする。契約設計図書の種類及び体裁は見積設計図書に準じるものとする。

3 実施設計図書

受注者は契約後ただちに実施設計に着手するものとし、実施設計図書として次のものを各3部提出すること。

- (1) 仕様書類 A4版 3部
- (2) 図面類 A3版 5部
- (3) プラント工事関係
 - 1) 工事仕様書
 - 2) 設計計算書
 - ・ 物質収支
 - ・ 用役収支
 - ・ 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）
 - 3) 施設全体配置図、主要平面、断面、立面図
 - 4) 各階機器配置図
 - 5) 主要設備組立平面図、断面図
 - 6) 計装制御系統図
 - 7) 電気設備主要回路単線系統線図
 - 8) 配管設備図
 - 9) 負荷設備一覧表
 - 10) 工事工程表
 - 11) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む。）
 - 12) 内訳書
 - 13) 予備品、消耗品、工具リスト

(4) 土木・建築工事関係

- 1) 雨水排水施設等各種平面図
- 2) 各種標準断面図
- 3) 各種構造図・配筋図
- 4) 建築意匠設計図
- 5) 建築構造設計図
- 6) 建築機械設備設計図
- 7) 建築電気設備設計図
- 8) 外構設計図
- 9) 構造計算書
- 10) 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画を含む。）
- 11) 各種工事計算書
- 12) 色彩計画図
- 13) 負荷設備一覧表
- 14) 建築設備機器一覧表
- 15) 建築内部、外部仕上表及び面積表
- 16) 工事工程表
- 17) その他指示する図書（建築図等）

(5) 内訳書関係

- 1) 工事費内訳書
- 2) 数量計算書
- 3) その他指示する図書

4 施工承諾申請図書

受注者は、実施設計に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては事前に承諾申請図書により本市の承諾を得てから着工すること。図書は、次の内容のものを各3部提出すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 土木・建築及び設備機器詳細図
(構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、付属品図)
- (3) 施工要領書（搬入要領書、据付要領書を含む）
- (4) 検査要領書
- (5) 計算書、検討書
- (6) 打合せ議事録
- (7) その他必要な図書

5 完成図書

受注者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- (1) 竣工図A 3版 5部
- (2) 竣工原図 3部
- (3) 竣工原図（電子媒体：DXF、JWW、SFC、PDF）
- (4) 仕様書（設計計算書及びフローシート等を含む。） 3部
- (5) 取扱い説明書 3部
- (6) 試運転報告書（予備性能試験を含む。） 3部
- (7) 引渡性能試験報告書 3部
- (8) 単体機器試験成績書 3部
- (9) 機器台帳（電子媒体を含む。） 3部
- (10) 機器履歴台帳（電子媒体を含む。） 3部
- (11) 打合せ議事録 3部
- (12) 工程ごとの工事写真及び竣工写真（各々カラー） 3部
- (13) 施設パンフレット（一般向け、児童向け） 各 1,000部
- (14) 保証書 一式
- (15) その他指示する図書 3部

第11節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記により行うこと。

1 立会検査及び立会試験

指定主要機器、材料の検査及び試験は、本市の立会のもとで行うこと。ただし、本市が特に認めた場合には受注者が提示する検査(試験)成績表をもってこれに代えることができる。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本市の承諾を得た検査(試験)要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関が発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略する場合がある。

4 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これらに要する経費は受注者の負担とすること。ただし、本市の職員又は本市が指示する監督員の旅費等は除く。

5 機器の工場立会検査

受注者はあらかじめ工場立会検査の設備項目と検査要領書を本市に提出すること。本市は承諾後、これらの機器について検査を行う。

第12節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しする。

工事竣工とは、第1章第8節に記載された工事範囲の工事をすべて完了し、同第6節による引渡性能試験により所定の性能が確認された後、完成図書を作成し、契約書に規定する本市の最終検査を受け、これに合格した時点とすること。

第13節 その他

1 関係法令等の遵守

本工事の設計施工に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 許認可申請

工事共通仕様書に準じて、受注者側に関係官庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合は、その手続きを受注者が速やかに行い、本市に報告すること。また、工事範囲において本市が関係官庁への認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

3 施工

本工事の施工に際しては、工事共通仕様書に準じるとともに次の事項を遵守すること。

(1) 安全管理

事故のあったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、被害の内容等について、速やかに本市に報告すること。

- 1) 「労働基準法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づき、危害防止上必要な対策を講じること。
- 2) 地元住民等への配慮について、自治会や近隣住民等含む第三者からの説明要求や苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応すること。また、本市と協議のうえ、地元住民等との間に紛争が生じないように、対策を講じること。
- 3) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずること。

(2) 環境保全

- 1) 環境保全対策として、本工事においては、本市はもとより地球環境への負担の少ない資材や工法を採用するとともに、取組み事項に関する配慮内容等を施工計画書に記述すること。
- 2) 本工事において、騒音、振動、埃等が見込まれる場合は、本市と打合せのうえ、関係法令等に基づいた、所定の手続きを行うこと。
- 3) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- 4) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。

(3) 現場管理

- 1) 受注者は、工事中及び工事物件引渡しまで、誠意をもって管理するものとし、同一敷地を他の工事と競合して施工する場合には、その受注者と十分協議して、自然災害、人為的災害等に対して、万全な対策をもって管理すること。
- 2) 資材搬入路、仮設事務所等については、本市と十分協議し受注者の見込みにより確保すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- 3) 現場代理人は、本市と常時連絡を保ち、慎重に工事を行うとともに工事現場の管理も各関係法規に従い遺漏のないよう留意すること。資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、本市と十分協議し、他の工事への支障が生じないように計画し、実施すること。

(4) 施工方法及び建設公害対策

- 1) 工事用車両の洗車を行い、車輪、車体に附着した土砂を十分落としたあと、退出すること。計画用地周辺及び工事車両が走行する道路が土砂により汚れた場合、受注者は洗淨などの適切な措置を行うこと。なお、汚損の原因者が不明な場合も含む。
- 2) 騒音・振動が発生しやすい工事については、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」により指定された建設機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の規制基準を遵守するとともにできるだけ低減をはかること。
- 3) 工事使用道路及び隣地近接建物等において、本工事の影響により不具合が生じると思われる箇所については、事前に写真撮影をしておくこと。また、本工事により不具合が生じたと認められる箇所については、直ちに当事者と話し合い、修理及び補修補償等を行うこと。
- 4) 破損の原因が明確でない場合、工事着工前写真がない場合などは受注者にて補修補償を行うことになるので注意すること。
- 5) 仮囲い等は、工事における不快感を低減する物とすること。
- 6) 埃が発生する恐れのある場合は、適時散水を行う等必要な措置を行うこと。
- 7) 前面道路等に対する養生を十分に行うこと。
- 8) 受注者は、必要に応じてクレーン等の高さや照明の方法等について関係機関に事前協議すること。

(5) 保険

- 1) 本工事の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。
- 2) 保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市の確認を得ることとし、部分払い時には火災に対する保険に参加すること。

(6) 建設業退職金共済制度

受注者は工事期間中建設業退職金共済制度に係る所定の手続きをとること。

(7) 工事報告

工事の進捗、労働者の就業、機器及び材料の検査などの状況を本市に報告すること。

(8) 復旧

他の設備、既設物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本市と協議のうえ、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(9) 埋設物の表示

埋設したものについては、その所在が明らかになるよう適切な表示（本市が指示するのを含む）を設けること。

(10) 発生材の処理等

- 1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、同法を遵守すること。
- 2) 建設発生残土等の処分運搬に当っては残土等をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等適切な措置を講じること。また、コンクリート型枠等は可能な限り再使用することで廃棄物の発生を抑制するよう努めること。
- 3) 本工事に伴って発生する産業廃棄物の搬出に際し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し又は電子マニフェストシステムより印刷した受け渡し確認票の他、産業廃棄物処理フロー図、廃棄物処理委託契約書写し、許認可証等写し（収集運搬業、処分業）、最終処分先一覧（処分が中間処理業の場合）、搬出車両積載写真（ナンバープレート入）等を監督員に提出すること。

4 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品として、明細書を添えてそれぞれ必要なものを納入すること。また、この期間での不足分は受注者が補充すること。なお、納入数量及び納入方法については、実施設計時に協議すること。

(1) 予備品の数量

予備品は、本施設正式引渡し後2か年間に必要とする数量とすること。

(2) 消耗品の数量

消耗品は、本施設正式引渡し後1か年間に必要とする数量とすること。

5 本仕様書に対する質問

本仕様書に対する質問は、全て文書により本市へ問合せ回答を受けること。

6 その他

本仕様書に記載してある機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの（電話、モニタ、AV機器、制御機器、TV、その他）については、各々の機器類の発注時点において最新機器を納入すること。

第2章 機械設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様

1 歩廊、階段、点検床等

プラントの運転及び保全のため、機械設備周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設け、これらの設置については、次のとおりとすること。

- (1) 床はグレーチングを基本とし、必要に応じてエキスパンドメタル、チェッカープレート等を使用すること。
- (2) 通路幅は原則として主要通路 1,200mm 以上、その他通路 800 mm 以上とすること。
- (3) 歩廊にはトープレートを設置すること。
- (4) 歩廊及び階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合には、手摺を設けること。
- (5) 階段の傾斜角は原則として 45 度以下とし、階段の傾斜角、けあげ、踏面幅は極力統一を図ること。
- (6) 階段の高さが 4 m を越える場合は、原則として 4 m 以内ごとに踊り場を設けること。
また、主要通路において建築階段から乗り継ぐ部分については、両者の仕様の統一を図ること。
- (7) 梯子の使用はできる限り避けること。
- (8) 手摺は鋼管溶接構造とし、手摺高さは階段部 900mm 以上、その他は 1,100 mm 以上とすること。
- (9) 手摺りの支柱間隔は 1,100mm とすること。
- (10) プラント内の建築所掌と機械所掌の手摺、階段等の仕様は、機械所掌の仕様に原則として統一すること。

2 保温

保温材は目的に適合するものとし、保温保冷施工標準（JIS A9501）に準じること。

3 塗装

- (1) 塗装については、耐熱、耐塩害、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。
- (2) 配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。
- (3) 配管塗装のうち法規等で全塗装が規定されているもの以外は識別リボン方式とすること。

4 配管

- (1) 勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振、凍結防止、ドレンアタック防止、エア抜等を考慮して計画し、詰まりが生じやすい流体用の管は掃除が可能なように考慮すること。
- (2) 汚水系統の配管材質は、管（内面）の腐食等に対して、硬質塩化ビニル管等適切な材質を選択すること。
- (3) 管材料は次の表を参考として、使用目的に応じた最適なものとする。

管材料選定表（参考）

規 格	名 称	材質記号	適 用 流 体 名	備 考
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG370S STS sch80	高圧油系統	圧力 4.9 ～13.7MPa の高圧配管に使用する。
JIS G 3455	圧力配管用炭素鋼鋼管	STSG370S sch140	高圧油系統	圧力 20.6MPa 以下の 高圧配管に使用する。
JOHS 102	油圧配管用 精密炭素鋼鋼管	OST-2	高圧油系統	圧力 34.3MPa 以下の 高圧配管に使用する。
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP-E SGP-B	雑用空気系統 燃料系統 排水・汚水系統	圧力 980kPa 未満 の一般配管に使用する。
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS304TP-A	温水系統，純水系統	
JIS G 3457	配管用アーク溶接 炭素鋼鋼管	STPY 400	排気系統	圧力 980kPa 未満の 大口徑配管に使用する。
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP SGP-ZN	冷却水系統 計装用空気系統	圧力 980kPa 未満の 一般配管で亜鉛メッキ 施工の必要なものに 使用する。
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	HIVP VP VU	酸・アルカリ薬液系統 水道用上水系統	圧力 980kPa 未満の 左記系統の配管に使用 する。
JWWA K 116 132 他	樹脂ライニング鋼管	SGP+ 樹脂ライニング SGP-VA, VB SGP-PA, PB	水道用上水系統 酸・アルカリ薬液系統	流体使用に適したライ ニングを使用する。（ゴム、ポリエチ レン、塩化ビニル等）
JIS G 3442	水道用亜鉛メッキ鋼管	SGPW	排水系統	静水頭 100 m 以下 の水道で主とし給水 に用いる。

5 機器構成

- (1) 主要な機器の運転操作は、必要に応じて切換方式により遠隔操作と現場操作が可能な方式とすること。
- (2) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮すること。
- (3) 粉じんが発生する箇所には集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- (4) 臭気が発生する箇所には適切な臭気対策を講ずること。

6 地震対策

建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とし、次の点を考慮したものとする。

- (1) 指定数量以上の灯油等の危険物を貯留する場合は、危険物貯蔵所に格納すること。
- (2) 灯油や作動油等のタンク（貯蔵タンク、サービスタンク）を設ける場合は、必要な容量の防液堤を設けること。
- (3) 電源等が断たれた時は、各バルブ、ダンパ等の作動方向が設備の安全側に働くようにすること。
- (4) タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないよう設置すること。

7 その他

- (1) 必要な部分については、安全カバー、安全柵、標識等を設け、機器には必要な点検窓、掃除孔、マンホールを設けること。
- (2) 必要な箇所に荷役用ハッチ、電動ホイストを設けること。また、交換部品重量が100kgを超える機器の上部には、必要に応じて吊フック、ホイスト及びホイストレールを設置すること。
- (3) 施設の作業環境は、日常運転管理に不都合の無いよう十分な明るさを確保し、良好な作業環境を保つように採光、照明、換気、空調、防じん、防臭等十分配慮すること。
- (4) 設置する機器は、騒音、振動が少ないものを選定し、防振及び防音対策に十分配慮すること。
- (5) 車両の進入・退出時の安全設備や案内板等を構内道路その他必要な箇所に設けること。

第2節 受入供給設備

搬入されたごみを受入れ、ごみ供給・搬出設備に供給するために設置する。なお、受入れホッパ以降の設備は可燃ごみと生ごみを別系統で設置する。

1 計量機

ごみ収集車の質量を計量するために設置すること。

(1) 形 式 ロードセル式

(2) 数 量 [] 基

(3) 主要項目（1基につき）

1) 最大秤量 20 t

2) 最小目盛 10 kg

3) 積載台寸法 幅[] m × 長[] m

4) 印字項目 [総重量、車空重量、種別、重量年月日、時刻、車両通し番号、
その他必要な項目]

5) 付属機器 指示計盤（デジタル式）
データ処理装置一式
信号灯

(4) 特記事項

- 1) 車両積載台と指示計盤及びカードリーダー等、計量操作に必要な機器により構成すること。
- 2) ピット式とし、屋根を設ける等、適切な雨水排水対策をとること。
- 3) 登録車両の計量は1回計量とし、その他の車両は2回計量を基本とすること。
- 4) 搬出車両（10t 車）は、計量機での計量を行わないものとする。
- 5) 停電時に備え[4]時間程度計量が継続可能な無停電電源装置等を備えること。

2 プラットホーム

ごみ収集・運搬車両による投入作業が容易かつ安全に行えるための場所とすること。

- (1) 形 式 []
- (2) 構 造 []
- (3) 主要項目
 - 1) 主要寸法 幅[] m×長[] m
 - 2) 床仕上げ []
- (4) 特記事項
 - 1) 投入作業が安全かつ容易なスペース、構造を持つものとする。
 - 2) 床面はスリップ防止に配慮した仕上げとすること。
 - 3) 散水栓、手洗い栓を設けるとともに、床面に排水用の勾配及び排水側溝等を設けること。

3 プラットホーム出入口扉

プラットホーム出入口に開閉可能な自動開閉扉を設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 主要寸法幅 [] m ×長[] m
 - 2) 材 質 []
 - 3) 駆動方式 []
 - 4) 操作方式 []
 - 5) 開閉時間 []以内
 - 6) 付属機器 []
- (4) 特記事項
 - 1) エアカーテンやシートシャッター等を設け、開放時であってもプラットホーム内の臭気の漏洩を防止すること。
 - 2) 停電時や開閉装置故障時に備え、手動で開閉ができるようにすること。

4 可燃ごみ用受入れホッパ

ごみ収集車が運搬してきた可燃ごみを受入れるために設置すること。

- (1) 形 式 鋼板製溶接構造
- (2) 数 量 [] 基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 容 量 [] m³（空間容積）以上
 - 2) 開口部寸法 幅[] m × 長[] m
 - 3) 主要部材質 一般構造用圧延鋼材（SS400）
 - 4) 付属機器 必要な付属品 一式
- (4) 特記事項
 - 1) 可燃ごみ投入時の衝撃に耐えられる構造であること。
 - 2) ブリッジの発生しない構造とすること。
 - 3) ホッパの受入れ間口は、搬入車からの直接投入が可能な構造とすること。
 - 4) 投入面はプラットホームと同レベルとすること。
 - 5) 搬入車両の渋滞が生じないよう、十分な貯留量を見込むこと。
 - 6) ホッパ受入れ開口は2口とすること。
 - 7) 一般持込車両用に反転投入装置等を設けること。
 - 8) ホッパ周囲には転落を防止するための安全策等を設けること。

5 可燃ごみ供給・搬送装置

可燃ごみ受入れホッパに投入されたごみを、コンパクタへ供給するために設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [] 基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 主要寸法幅 [] m × 高[] m
 - 2) 主要部材質 []
 - 3) 付属機器 必要な付属品 一式
- (4) 特記事項
 - 1) 可燃ごみ投入時の衝撃に耐えられる構造とすること。
 - 2) 円滑なごみ供給が可能なこと。

6 生ごみ用受入れホッパ

ごみ収集車が運搬してきた生ごみを受入れるために設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 1 基
- (3) 主要項目 (1 基につき)
 - 1) 容 量 [] m³ (空間容積) 以上
 - 2) 開口部寸法 幅[] m × 長[] m
 - 3) 主要部材質 []
 - 4) 付属機器 必要な付属品 一式
- (4) 特記事項
 - 1) 生ごみ投入時の衝撃に耐えられる構造であること。
 - 2) ブリッジの発生しない構造とすること。
 - 3) ホッパの受入れ間口は、搬入車からの直接投入が可能な構造とすること。
 - 4) 投入面はプラットホームと同レベルとすること。
 - 5) 搬入車両の渋滞が生じないよう、十分な貯留量を見込むこと。
 - 6) ホッパ受入れ開口には、未使用時のための蓋を設けること。
 - 7) 停電時や開閉装置故障時に備え、手動で蓋の開閉ができるようにすること。
 - 8) 一般持込車両用に反転投入装置等を設けること。
 - 9) ホッパ周囲には転落を防止するための安全策等を設けること。

7 生ごみ供給・搬送装置

生ごみ用受入れホッパに投入されたごみを、コンテナへ供給するために設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [] 基
- (3) 主要項目 (1 基につき)
 - 1) 主要寸法 幅[] m × 高[] m
 - 2) 主要部材質 []
 - 3) 付属機器 必要な付属品 一式
- (4) 特記事項
 - 1) 生ごみ投入時の衝撃に耐えられる構造とすること。
 - 2) 円滑なごみ供給が可能なこと。

第3節 積替・搬出設備

1 コンパクト

可燃ごみ供給・搬送装置により供給された可燃ごみをコンテナへ積替えを行うために設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 能 力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅[] m ×長[] m
 - 3) 主要部材質 []
 - 4) 付属機器 必要な付属品 一式
- (4) 特記事項
 - 1) 振動が少なくごみが容易に飛散しない構造とすること。
 - 2) 積替え作業において、設備保全、労働安全に十分な対策を行い、コンテナが容易に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講ずること。
 - 3) コンテナ接続、ごみ詰込、コンテナ離脱及びコンテナ入替の一連の動作は自動で行えること。
 - 4) 臭気や汚水の漏洩に配慮すること。

2 コンテナ移動装置

コンテナの入れ替え作業を効率的に行うために設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 搭載コンテナ数 [] 台
 - 2) 主要寸法 幅[] m ×長[] m
 - 3) 主要部材質 []
 - 4) 付属機器 必要な付属品 一式
- (4) 特記事項
 - 1) コンテナ入れ替え作業において、設備保全、労働安全に十分な対策を行い、搬出車両が容易に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講ずること。
 - 2) 搬出車両の過積載防止を目的とした計量装置等を設けること。

3 可燃ごみ用搬出設備（コンテナ）

コンパクトに接続して可燃ごみを圧縮貯留し、本施設より搬出先まで衛生的に搬出するための容器を設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [7] 台
- (3) 主要項目（1 台につき）
 - 1) 容 量 [] m³/台
 - 2) 主要寸法 幅[] m × 長[] m
 - 3) 主要部材質 []
 - 4) 付属機器 必要な付属品 一式

(4) 特記事項

- 1) コンテナ入れ替え作業において、設備保全、労働安全に十分な対策を行い、搬出車両が容易に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講ずること。
- 2) コンテナは、臭気や汚水の漏洩に十分配慮された形式のものとすること。
- 3) 搬出車両は 10t 脱着装置付コンテナ専用車とすること。
- 4) 耐久性を考慮した適切な材質・構造とすること。
- 5) 耐塩害を考慮すること。

4 生ごみ用搬出設備（コンテナ）

生ごみ供給・搬送装置に接続して生ごみを貯留し、本施設より搬出先まで衛生的に搬出するための容器を設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [3] 台
- (3) 主要項目（1 台につき）
 - 1) 容 量 [] m³/台
 - 2) 主要寸法 幅[] m × 長[] m
 - 3) 主要部材質 []
 - 4) 付属機器 必要な付属品 一式

(4) 特記事項

- 1) コンテナ入れ替え作業において、設備保全、労働安全に十分な対策を行い、搬出車両が容易に接続できる構造とし、インターロック等の十分な安全措置を講ずること。
- 2) コンテナは、臭気や汚水の漏洩に十分配慮された形式のものとすること。
- 3) 搬出車両は 10t 脱着装置付コンテナ専用車とすること。
- 4) 耐久性を考慮した適切な材質・構造とすること。
- 5) 耐塩害を考慮すること。

5 搬出車両（コンテナ運搬車）

コンテナへ積替えた可燃ごみまたは生ごみを搬出するために配備すること。

(1) 形 式 脱着装置付コンテナ専用車

(2) 数 量 [4] 台

(3) 主要項目（1 台につき）

1) 車両総重量 20,000kg 以下

2) 主要寸法 幅[] m × 長[] m

3) 主要部材質 []

4) 付属機器 必要な付属品 一式

(4) 特記事項

1) コンテナの仕様が可燃ごみ用と生ごみ用で異なる場合においても、同一仕様のコンテナ運搬車による搬出が可能なこと。

2) 10t 脱着装置付コンテナ専用車とすること。

3) 搬出先の施設のプラットホームまで通行可能であること。

4) コンテナ脱着作業において、搬出車両が容易に接続できる構造とすること。

5) 走行時にコンテナが落下しないよう、十分な安全措置を講ずること。

6 搬出室出入口扉

搬出室出入口に開閉可能な自動開閉扉を設置すること。

(1) 形 式 []

(2) 数 量 [] 基

(3) 主要項目（1 基につき）

1) 主要寸法 幅[] m × 長[] m

2) 材 質 []

3) 駆動方式 []

4) 操作方式 []

5) 開閉時間 [] 以内

6) 付属機器 []

(4) 特記事項

1) エアカーテンやシートシャッター等を設け、開放時であってもプラットホーム内の臭気の漏洩を防止すること。

2) 停電時や開閉装置故障時に備え、手動で開閉ができるようにすること。

第4節 集じん・脱臭設備

本設備は、ごみの積替え作業に伴って発生する臭気の流出を防止し、建物内の臭気を公害防止基準値以下で処理し、大気放出するために設置すること。

1 集じん装置

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 1 基
- (3) 主要項目（1 基につき）
 - 1) 処理風量 [] m^3/min
 - 2) 出口粉じん濃度 [] g/N m^3 以下
 - 3) 圧力損失 [] Pa
 - 4) 粉じん排出方式 []
 - 5) 電動機 [] kW
 - 6) 操作方法 []
 - 7) 主要材質 []
- (4) 主要付属装置 必要な付属品一式
- (5) 特記事項
 - 1) 施設稼働時、停止時を問わず施設の良い作業環境及び周辺環境を維持するため、十分な集じん対策を施すこと。
 - 2) 取り替えが容易な構造とすること。
 - 3) 局所換気を考慮した脱臭容量とすること。

2 脱臭装置

- (1) 形 式 活性炭吸着式
- (2) 数 量 1 基
- (3) 主要項目（1 基につき）
 - 1) 処理風量 [] m^3/min
 - 2) 主要材質 []
- (4) 主要付属装置 必要な付属品一式
- (5) 特記事項
 - 1) 受入れホップの上部等から吸引した空気を脱臭装置に導入すること。
 - 2) 各系統の作業環境を良好に保つことのできる風量を有するとともに、吸込口にて風量調整が可能な構造とすること。
 - 3) 取り替えが容易な構造とすること。
 - 4) 局所換気を考慮した脱臭容量とすること。

3 排風機

- (1) 形 式 ターボファン
- (2) 数 量 1 基
- (3) 主要項目（1 基につき）
 - 1) 風 量 [] m^3/min
 - 2) 風 圧 [] Pa
 - 3) 電動機容量 [] kW
- (4) 主要材質 インペラー : []
 ケーシング : []
 シャフト : []
- (5) 主要付属装置 消音装置
 必要な付属品一式
- (6) 特記事項
 - 1) 十分な防音・防振対策を施すこと。
 - 2) 必要圧力損失に対して十分な余裕を見込むこと。

第5節 電気計装設備

施設の運転に必要なすべての電気設備で、安全性、耐久性を配慮すると同時に、保守管理が容易で、関係法令、規格を順守し、使用目的に合致したものでなくてはならない。また、環境の悪い所に設置される電気設備は、腐食・防じん・室内温度及び絶縁等に十分考慮することとし、浸水対策も考慮した配置とすること。

1 受電設備

- (1) 電気方式
 - 1) 受電方式 AC 三相三線式 6,600V 60Hz 1 回線
 - 2) 配電種別 一般線又は専用線とする。
 - 3) 配線方式
 - ア 高圧配電 AC 三相三線式 6,600V
 - イ プラント動力 AC 三相三線式 [200V 級又は 440V 級]
 - ウ 建築用動力 AC 三相三線式 [200V 級又は 440V 級]
 - エ 照明・計装 AC 単相三線式 [200-100V]
 - オ 制御回路 AC 単相二線式 [100V]

2 受変電設備

(1) 高圧受電盤

受電用遮断器は短絡電流を安全に遮断できる容量とすること。

なお、キュービクル式遮断器の場合、300kVA（変圧器容量）以下は電力ヒューズ方式とすることもできる。

受電用保護継電器は、電気設備技術基準に基づくとともに電力会社との協議によって決定すること。

- 1) 形 式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
- 2) 数 量 1 面
- 3) 主要取付機器 []

(2) 高圧配電盤

- 1) 形 式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型
- 2) 数 量 [] 面
- 3) 主要取付機器 []
- 4) 特記事項

ア 変圧器等、各高圧機器の一次側配電盤とし、各機器を確実に保護できるシステムとすること。

3 高圧変圧器

電気方式に応じ、必要な変圧器を設置すること。

(1) プラント動力用変圧器

- 1) 形 式 []
- 2) 電 圧 [] kV／[] V（三相三線）
- 3) 容 量 [] kVA
- 4) 絶縁階級 []

(2) 建築動力変圧器

- 1) 形 式 []
- 2) 電 圧 [] kV／[] V（三相三線）
- 3) 容 量 [] kVA
- 4) 絶縁階級 []

(3) 照明用変圧器

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1) 形 式 | [] |
| 2) 電 圧 | [] kV／[] V (三相三線) |
| 3) 容 量 | [] kVA |
| 4) 絶縁階級 | [] |

4 高圧進相コンデンサー

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) コンデンサバンク数 | [] 台 |
| (2) コンデンサ群容量 | [] kVA |
| (3) 主要取付機器 | [] |

5 低圧配電設備

(1) 200V用低圧配電盤

- | | |
|-----------|--------------|
| 1) 形 式 | 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型 |
| 2) 数 量 | [] 面 |
| 3) 主要取付機器 | [] |

(2) 照明用低圧配電盤

- | | |
|-----------|--------------|
| 1) 形 式 | 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型 |
| 2) 数 量 | [] 面 |
| 3) 主要取付機器 | [] |

(3) その他の配電盤

- | | |
|-----------|-------------|
| 1) 形 式 | 各盤毎に明記する。 |
| 2) 数 量 | [] 面 |
| 3) 主要取付機器 | [] |

6 動力設備

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成され、負荷の運転、監視及び制御が確実に行えるものとする。設置場所については、監視が容易な場所とすること。

(1) 動力制御盤

- | | |
|-----------|--------------|
| 1) 形 式 | 鋼板製屋内閉鎖垂直自立型 |
| 2) 数 量 | [] 面 |
| 高圧動力制御盤 | [] 面 |
| 低圧動力制御盤 | [] 面 |
| 3) 主要取付機器 | [] |

(2) 現場制御盤

- 1) 形 式 []
- 2) 数 量 []
- 3) 主要取付機器 []

(3) 現場操作盤

- 1) 形 式 []
- 2) 主要取付機器 []

(4) 電動機

1) 定格

電動機の定格電圧、定格周波数は電気方式により計画するものとし、汎用性、経済性、施工の容易さ等を考慮して選定すること。

2) 電動機の種類

電動機の種類は主としてかご形 3 相誘導電動機とし、その形式は J I S 等の適用規格に準拠し、使用場所に応じたものを選定すること。

3) 電動機の始動方式

原則として直入始動とするが、始動時における電源への影響を十分考慮して始動方法を決定すること。

7 電気配線工事

配線の方法及び種類は、敷設条件、負荷容量及び電圧降下等を検討して決定すること。

(1) 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事など、各敷設条件に応じ適切な工事方法とすること。

(2) 接地工事

接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおり、A種、B種、C種、D種接地工事等の接地目的に応じ、適切な接地工事を行うものとする。

この他に避雷器用及び電気通信用の接地工事などは、対象物に適合した工事を行う。

(3) 使用ケーブル

高圧	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上) 最高使用圧力 6.6kV
低圧動力用	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、 CVT 又は EM-CET ケーブル (同等品以上) 最高使用圧力 600V
制御用	種類	CVV 又は EM-CEE ケーブル、 CVT 又は EM-CEES ケーブル (同等品以上) 光ケーブル 最高使用圧力 600V
設置回路ほか	種類	IV 電線又は EM-IE ケーブル 最高使用圧力 600V
高温場所	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル 最高使用圧力 600V
消防設備機器	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル 最高使用電圧 600V

8 計装設備

本施設の安定かつ良好な運転を維持するとともに運転の自動化及び省力化を図るために設置すること。本設備は本施設の運転に必要な自動制御設備、遠方監視及びこれらに關係する計器 (指示、記録、積算、警報等)、操作機器、I T V、操作画面の製作、据付、配管、配線等の一切を含むものとする。また、データ処理装置も含むものとする。

(1) 計画概要

- 1) 本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的にしたものであること。
- 2) 本設備の中核をなすコンピューターシステムは、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うこと。
- 3) 本施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理及び保全管理に必要な統計資料を作成するものである。
- 4) 停電時に備え〔 4 〕時間程度計量が継続可能な無停電電源装置等を備えること。

(2) 計装制御計画

1) 一般項目

- ア 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ、フェールソフト、フールプルーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画すること。
- イ 対象環境を十分考慮のうえ、ごみ処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずること。

(3) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は、以下の機能を有すること。

- 1) 受入供給設備の運転状態の表示・監視
- 2) 積替え・搬出設備の運転状態の表示・監視
- 3) 集じん・脱臭設備の運転状態の表示・監視
- 4) 電気計装設備の運転状態の表示・監視
- 5) 給水設備の運転状態の表示・監視
- 6) 排水設備の運転状態の表示・監視
- 7) その他運転に必要なもの

(4) 自動制御機能

- 1) 処理設備運転制御
- 2) 動力機器制御
- 3) 受配電運転制御
- 4) 給水関係運転制御
- 5) 建築設備関係運転制御
- 6) その他必要なもの

(5) データ処理機能

- 1) ごみの搬入・搬出データ
- 2) ごみ処理データ
- 3) 処理系統別の運転データ
- 4) 受電等電力管理データ
- 5) 各種プロセスデータ
- 6) ユーティリティ使用量等データ
- 7) 各機器の稼働状況のデータ
- 8) アラーム発生記録
- 9) その他必要なデータ

(6) 計装機器

1) 一般計装センサー

以下の計装機能を、必要な箇所に適切なスペースのものを設置すること。

- ア 重量センサー等
- イ 温度、圧力センサー等
- ウ ガス検知、火災検知等
- エ 流量計、流速計等
- オ 電流、電力、電圧、電力量、力率等
- カ 槽レベル等
- キ その他必要なもの

(7) I T V 装置

1) カメラ

- ア 設置場所 ごみ計量機 [] 台
 プラットホーム [] 台
 受入れホッパ [] 台
 積替・搬出設備室 [] 台
 防犯上必要な場所 [] 台
 その他必要な箇所 [] 台
- イ 仕様 カラー、可動型、電動ズーム、防じん
- ウ 特記事項

- ① 屋外設置のカメラは、全天候型の屋外仕様とすること。
- ② カメラには設置環境等に応じて、防じん対策、防水対策を施すこと。
- ③ カメラのレンズは監視対象に応じた形式とし、カメラの死角が生じない設置場所及び設置方法とすること。
- ④ カメラは自動焦点修正機能を有し、必要に応じて方向・倍率等の遠隔操作ができるものとする。

2) モニタ

- ア 設置場所 中央操作室兼事務室 [] 台
- イ 仕様 カラー、24 インチ以上、切替式、画面 2 分割

第6節 給水設備

1 用水

- (1) 各設備等へ給水を行うために設置すること。
- (2) 本施設の性能を発揮するために必要となる給水設備を設計・施工すること。
- (3) プラント用水は上水を使用すること。
- (4) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。

2 所要水量

- (1) プラント用水 [] m³/日
- (2) 生活用水 [] m³/日

3 水槽類仕様

必要となる水槽類の名称、数量、容量、構造・材質、付属品等を明記すること。

水槽類仕様（参考）

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品)
[生活用水受水槽]	[]	平均使用量の [] 時間分以上	[]	[]
[プラント用水 受水槽]	[]	平均使用量の [] 時間分以上	[]	[]

4 ポンプ類仕様

必要となるポンプ類の名称、数量、形式、容量、電動機、主要材質、操作方式、付属品等を明記すること。

ポンプ類仕様（参考）

名称	数量 (基)	形式	容量	電動機 (kW)	主要材質			操作 方式	備考 (付属品)
			吐出量(m ³ /h) ×全揚程(m)		ケーシ ング	イン ペラ	シャ フト		
[給水ポンプ (生活用水)]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
[給水ポンプ (プラント用水)]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
[その他の必要な ポンプ類]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

第7節 排水設備

施設の運転及び各設備から発生する汚水（ごみ汚水、床洗浄排水、機器洗浄排水、車両洗浄排水等及び生活排水）を処理するための設備であり、各排水の水質、水収支、処理・放流条件を考慮して合理的なものを計画すること。なお、収集車両、コンテナ及び搬出車両の洗車台数は提案すること。

また、水槽類仕様、ポンプ・ブロワ類仕様、薬液タンク類、薬液注入ポンプ類、その他機器の仕様について明記すること。

1 排水量

(1) プラント排水 [] m³/日

(2) 生活排水 [] m³/日

2 排水スクリーン

(1) 構造 []

(2) 数量 [1] 式

(3) 主要項目

1) 主要材質 材質[]、厚さ[] mm

3 汚水受槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

4 処理水槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

5 汚泥槽

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

6 薬品タンク

名称	数量(基)	容量(m ³)	構造・材質	薬品受入れ方法	備考(付属品等)

7 ポンプ類

名称	数量(基)	形式	容量		電動機 (kW)	主要部材質			備考 (付属品等)
			吐出量 (m ³ /h)	全揚程 (m)		ケーシング	インペラ	シャフト	

8 ろ過装置

名称	数量(基)	形式	容量 (m ³ /h)	電動機 (kW)	主要寸法	主要材質	操作方式	備考 (付属品等)

9 汚泥処理装置

名称	数量(基)	形式	容量 (m ³ /h)	電動機 (kW)	主要寸法	主要材質	操作方式	備考 (付属品等)

10 生活排水

生活排水の処理は浄化槽を設置して処理すること。

第8節 雑設備

1 床洗浄装置

建物内の床洗浄設備として手動高圧洗浄機を設置すること。

- (1) 形 式 手動高圧洗浄機
- (2) 数 量 2 基
- (3) 主要項目
 - 1) 処理水量 [] m^3/min
 - 2) 所要電動機 [] kW
 - 3) 吐出圧力 [] mmAq
- (4) 主要付属装置 必要な付属品一式
- (5) 特記事項
 - 1) プラットホーム及び搬出室に設置すること。

2 作業工具類

- (1) 本施設の維持管理に必要な工具、工作機器、測定器、電気工具、保安保護具類を一式納入すること。
- (2) リストを提出すること。
- (3) 収納用の棚を設置すること。

3 雑用空気圧縮機（必要に応じて）

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 [] 基
- (3) 主 要 項 目（1基につき）
 - 1) 吐出空気量 [] m^3/min
 - 2) 吐出圧力 [] Pa
 - 3) 電 動 機 [] kW
- (4) 主要付属装置 空気槽 [] m^3

4 ホイスト設備（必要に応じて）

機器の補修時等必要な箇所に設置すること。

（１）保全用ホイスト

（２）形 式 電動走行型ホイスト

（３）数 量 [] 基

（４）吊上げ荷重 [] t

（５）揚 程 [] m

（６）操 作 方 式 []

（７）電 動 機 [] kW

5 可搬式掃除機

（１）形 式 []

（２）数 量 [] 基

6 その他

（１）予備品及び消耗品

本施設の運転に必要な予備品及び消耗品を納入すること。

第3章 土木建築工事仕様

第1節 計画基本事項

本施設は機能性・経済性に優れた施設とし、土木・建築工事については各種関係法令に準拠し、設計施工するものとする。本仕様書は土木建築工事（建築設備を含む。）の基本事項を定めたものであり、その詳細については、受注後の協議により決定するものとする。

1 計画概要

(1) 工事範囲

本工事範囲は、下記工事一式とすること。

- 1) ごみ中継施設棟（事務室等を含む。）
- 2) 雨水排水設備工事
- 3) サイン工事
- 4) その他土木工事及び外構工事

2 建設整備用地

（参考資料1 既設平面図（建築図） 参照。）

3 仮設計画

受注者は、工事着工前に仮設計画書を本市に提出し、承認を得ること。

(1) 仮囲い

工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐため建設整備用地の必要箇所に仮囲いを施工すること。

(2) 工事用電力、電話及び水

正式引渡しまでの工事用電力、電話及び水は受注者の負担にて、関係官庁と協議のうえ、諸手続きをもって手配すること。

(3) 仮設事務所

受注者の現場事務所には本市が委託する施工監理者の事務所を整備するものとし、施工監理者用事務所には、空調設備及び電気設備等を設けること。施工監理者用を含む現場事務所に係る光熱費等は、受注者の負担とすること。また、施工監理に必要な事務備品（机、ロッカー、テーブル、什器等）及びヘルボードも受注者の負担により用意すること。

4 安全対策

受注者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。

工事車両の出入りについては、炭生館利用者及び周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持出す恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講ずること。

5 施設配置計画

(1) 一般事項

- 1) 本施設は、日常の車両や運転従事予定者の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備等の際に必要なスペースや、機器の搬出入手段にも配慮すること。
- 2) 本施設は、周辺の環境との調和を図り、施設の機能性、経済性及び合理性を追求した計画とすること。

(2) 車両動線計画

- 1) 構内道路は、搬出入車が円滑な流れとなるような車両動線とすること。
- 2) 炭生館の搬出入車両の動線にも配慮すること。

6 土木工事

- (1) 盛土は構造物の設置に支障とならないよう十分締め固め、残留沈下、不等沈下を生じないように施工すること。
- (2) 工事に支障を及ぼす湧水、雨水等の排水計画、掘削面に異常が起こらないように十分検討し施工すること。万一、施工中に大雨等で土砂構造物等に損害が生じ、補修の必要が生じた場合、受注者の経費負担で復旧すること。
- (3) 掘削は、構造物の施工に支障のないよう、必要に応じた土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付け面は機械と人力を併用し、平滑に仕上げること。
- (4) 埋戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないように十分締め固めること。
また、所定の埋戻し材料が適切でないと判断される場合は、受注者の経費負担で残土を処分すること。
- (5) 残土は受注者の自由処分とする。廃材等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。
- (6) 汚染土壌が検出された場合の対応は、本市と協議のうえ決定すること。

7 杭工事

工法については構造等の諸条件を満たすこと。

- (1) 杭打工法 [] 工法
- (2) 杭 長 [] m
- (3) 杭 材 質 [] 杭
- (4) 杭 径 [] mm
- (5) 本 数 [] 本

第2節 建築工事

1 全体計画

(1) 設計方針

- 1) 本施設の建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- 2) 本施設は一般の建築物と異なり、臭気、振動、騒音、特殊な形態の大空間形成等の問題を内蔵するので、これを機能的かつ経済的なものとするためには、プラント機器の配置計画、構造計画ならびに設備計画は深い連携を保ち、相互の専門的知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれた計画とすること。
- 3) 機種、機能、目的の類似した機器はできるだけ集約配置することにより、点検整備作業の効率化と緊急時に迅速に対処ができるよう計画すること。
- 4) 運転従事予定者の日常点検作業の動線、補修、整備作業及び工事所要スペースを確保すること。
- 5) 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に準拠し、構造体をⅢ類、建築非構造体をB類、建築設備を乙類として計画すること。
- 6) 法規、基準、規則は関係法令等によるほか、下記規格等を遵守すること。
 - ア 日本建築学会規程及び鋼構造設計規準
 - イ 国土交通大臣官房官庁営繕部建築工事共通仕様書
 - ウ 建築工事標準仕様書
 - エ 愛知県建築基準条例
 - オ その他の関連法令等

2 平面計画

本施設は各種設備で構成され、各機器を収容する各室は処理フローの流れに沿って設けられること。これに付随して各設備の操作室や運転従事予定者のための諸室（事務室、便所、倉庫、更衣室等）、空調換気のための機械室、防臭区画としての前室その他を有効に配置すること。

これらの諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定すること。

(1) 受入供給設備

1) プラットホーム

- ア 投入作業が容易かつ安全なものとする。
- イ 床面は鉄筋コンクリート舗装とし、適切な水勾配をもたせるものとする。
- ウ 受入れホッパ手前には、高さ 200mm 程度の車止めを設けること。
- エ プラットホームは、トップライト又は窓からできる限り自然光を採り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つこと。
- オ 壁面に窓を配置し、搬出入車両同士の視認性を向上させること。

2) 運転従事予定者関係諸室

以下の運転居室を必要に応じ計画すること。

- ア 事務室 1 室（操作室と兼用可、最大[8]名を想定）
 - ① A4 封書が投函可能な大きさの郵便ポストを壁面に設けること。利用しやすい位置を配慮すること。
- イ 運転従事予定者控室 1 室
- ウ 便所 男（大1・小1）、女（大1）
 - ① 大便器は洋式とし、温水洗浄便座を設置すること。
 - ② 更衣室 2 室（男1、女1）
- エ 倉庫 1 室

3) 什器、備品類

- ア 本施設の維持管理に必要な什器、備品類を一式納入すること。
- イ 備品には、作業環境を考慮し、工場扇風機又はスポットクーラーを含めること。
- ウ リストを提出すること。

室名等	備品類等

(2) 外構、その他

1) 既設ビオトープ撤去工事

（添付資料1 田原市ごみ中継施設整備工事計画図 参照。）

（添付資料3 樹木調査図 参照。）

(3) その他

- 1) 排風機及びその他の機械は、原則として、防音対策、防振対策を講ずること。

3 構造計画

(1) 基本方針

- 1) 建築物は、上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。
- 2) 振動を伴う機械は、十分な防振対策を考慮すること。

(2) 基礎構造

- 1) 建築物は、地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じない基礎計画とすること。
- 2) 杭が必要な場合の工法は、荷重条件、地質条件、施工条件を考慮し、地震等、風圧時の水平力をも十分検討して決定すること。

(3) 躯体構造

- 1) 重量の大きな機器を支持する架構は、十分な強度、剛性を有し、地震時にも十分な安全な構造とすること。
- 2) 設備室の架構は、強度、剛性を有するとともに軽量化に努め、屋根面、壁面の剛性を確保して地震時の変位も有害な変形にならない構造とすること。

(4) 一般構造

1) 屋根

- ア 十分な強度を有するものとする。
- イ 軽量化に努める。特にプラットホームの屋根は、気密性を確保し、臭気の漏れない構造とすること。
- ウ 結露防止、断熱性、遮熱性の確保に配慮する。特に、夏季の従業員の熱中症等の防止に配慮し、高温にならない屋根の仕様を選定すること。
- エ 雨仕舞いに十分な配慮をすること。
- オ エキスパンションジョイント部は、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年劣化の少ない構造とすること。

(5) 外壁

- 1) 耐震壁、筋かいを有効に配置すること。

(6) 床

- 1) 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、小梁を有効に配置して構造強度を確保すること。
- 2) 機械室の床は、清掃・水洗等を考慮した構造とすること。
- 3) 受変電室等電線の錯綜する諸室は配線用ピット、二重床等配線を考慮した構造とすること。
- 4) 電気室の床は、浸水対策として FL から 50cm 程度嵩上げすること。

(7) 内壁

- 1) 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙）を満足するものとする。
- 2) 不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性など他の機能も考慮して選定すること。

(8) 建具

- 1) 外部に面する建具は、耐風、降雨に耐える気密性の高いものとする。
- 2) 耐塩害を考慮すること。
- 3) 扉はスチール製、窓はアルミ製とする。
- 4) ガラスは十分な強度を有し、台風や強風等の風圧にも耐えるものとする。
- 5) 建具（扉）は、必要に応じて、室名札等の室名表示を行うこと。

4 仕上計画

(1) 外部仕上

- 1) 周辺環境に適合した仕上計画とする。違和感のない清潔感のあるものとする。
- 2) 材料は、経年変化が少なく、耐久性・耐塩害が高いものとする。
- 3) 原則として外壁は「 」仕上げとすること。

(2) 内部仕上

- 1) 各部屋の機能、用途に応じて必要な仕上げを行うこと。
- 2) 薬品、油脂の取り扱い、水洗等それぞれの作業に応じて必要な仕上げ計画を採用し、温度、湿度等、環境の状況も十分考慮すること。
- 3) 居室部の内部に使用する建材はVOCを含有していないものを使用すること。

5 建築仕様

(1) 中継施設棟

- 1) 構造 []
- 2) 外壁 []
- 3) 屋根 []
- 4) 建具
 - ア 扉 []
 - イ 窓 []
 - ウ シャッター []

5) 建屋規模

- ア 建築面積 [] m²
- イ 建築延床面積 [] m²：地下水槽類は除く
- ウ 各階床面積
 - 1階： [] m²
 - 2階： [] m²
- エ 軒高 [] m
- オ 最高の高さ [] m

第3節 建築電気設備工事

本設備はプラント低圧主幹盤から2次側以降の各建築電気設備工事とすること。

1 動力設備工事

本設備は建築機械設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備等に含まれる電動機類の電源設備とすること。

2 照明コンセント設備工事

- (1) 照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。
- (2) 照明は、原則LED灯を採用すること。
- (3) 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠して設置すること。
- (4) 照明器具は、用途及び周囲条件により、防湿、防雨、防じん、耐塩害タイプを使用すること。なお、破損の危険性がある場所はガードつきとすること。
- (5) プラットホーム等の高天井付器具については、保守点検上支障の無いよう必要な箇所には、原則LED灯を採用すること。
- (6) 外灯は自動点滅式とすること。
- (7) コンセントは維持管理性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防雨、防爆、防湿型とすること。

3 その他工事

(1) 自動火災報知器設備工事

- 1) 受信盤 [] 型 [] 級 [] 面
- 2) 感知器
 - ア 種類 []
 - イ 形式 []
- 3) 配線及び機器取付工事（消防法に基づき施工） 一式
- 4) 受信盤設置場所 ごみ中継施設棟

(2) 電話設備工事

- 1) 自動交換器
 - ア 型式 [電子交換式]
 - イ 局線 [計1回線]
- 2) 電話（事務室）
 - ア 型式 [プッシュホン、ファクシミリ機能付]
 - イ 数量 [1] 台
- 3) 設置位置 []
- 4) 配管配線工事 一式

(3) 拡声放送設備工事

- 1) 増幅器型式
 - ア AM、FMラジオチューナ内蔵型、一般放送・BS、非常放送（消防法上必要な場合）兼用
[] w [] 台
- 2) スピーカ トランペット、天井埋込、壁掛け型 [] 個
- 3) マイクロホン [] 型 [] 個
- 4) 設置位置 []
- 5) 特記事項
 - ア 所内の近距離連絡用に携帯用小型無線通話機を [3] 台納品すること。

(4) インターホン設備工事

- 1) 型 式 [相互通話式]
- 2) 設置位置 []

(5) テレビ共聴設備工事

- 1) 最適場所にUHSアンテナを設け、同軸ケーブルおよびブースターを用いて配線し端子を取付けること。
- 2) [事務室・操作室] において視聴可能なこと。

(6) 時計設備工事

- 1) 形 式 []
- 2) 設置場所 [プラットホーム、搬出室]

(7) 避雷設備

- 1) 設置基準 建築基準法により高さ 20m を超える建築物を保護すること
- 2) 仕様 JIS A 4201 避雷針基準によること

(8) 防犯警備設備工事 防犯上の警備設備の設置が可能なよう電気配管工事(空配管工事)を行うこと。

(9) その他

- 1) 必要に応じて予備配管を設けること。

第4節 建築機械設備工事

1 空気調和設備工事

本設備は居室を対象とし、冷暖房設備を設置すること。

2 換気設備工事

本設備は、事務室その他を対象とすること。

3 給排水衛生設備工事

本設備は必要な各所を対象とすること。

(1) 給水設備工事

- 1) 給水の用途は下記に示す。

項 目	用 途
生 活 用 水	飲料用、手洗用、トイレ等
プ ラ ン ト 用 水	床洗浄用、機器洗浄用、 車両洗浄用等

- 2) 給水量 運転管理に必要な人員とすること。
- 3) 配水管 本管以降の配水管を新設すること。

- (2) 受水槽 必要に応じて設置すること。
容量については、本施設に必要な容量を確保すること。
- (3) 衛生器具 必要な箇所に衛生器具及び水栓類を設置すること。
なお、器具はJ I S規格品とすること。
- (4) 排水 場内で処理後、公共用水域へ放流すること。

4 消火設備工事

所轄消防署と協議のうえ、必要な措置をすること。

- (1) 火災報知設備
消防法に基づく自動火災報知器設備を設け、必要箇所に感知器、煙感知器及び発信器を設けること。
- (2) 消火栓設備
所轄消防署と協議のうえ、消火栓を設けること。
- (3) 消火器
所轄消防署と協議のうえ、必要数量及び設置位置を設定すること。
- (4) 非常用照明
所轄消防署と協議のうえ、必要数量及び設置位置を設定すること。

5 屋外灯設備工事

中継施設付近に施設運営上支障が生じない照度を確保できる数量とし、適所に配置すること。照明はL E D照明とし、清掃等維持管理が容易で、灯具の選定は周辺との調和を考慮するとともに、デザインの的にも優れたものとする。

- (1) 形 式 L E D照明
- (2) 数 量 []基

6 ハイブリット街路灯

周辺環境との調和の象徴として、中継施設の運営上支障が生じない位置に照明灯（小型風力発電＋小型太陽光発電付き）を設置すること。

- (1) 形 式 []
- (2) 数 量 1 基
- (3) 主要部寸法 []
- (4) 主要部材質 []
- (5) 特記事項
 - 1) 発錆や腐食が起きにくい材質とすること。
 - 2) 周辺環境に溶け込み、親しみやすいデザインとすること。
 - 3) 保守点検が可能な位置に設置すること。
 - 4) 強風や飛散物の干渉により、破損、変形、落下が起きにくいこと。

第5節 外構工事

1 外構工事

外構施設については敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性等を検討した計画とすること。

- (1) 門扉
 - 1) 進入、退出口に門扉を設置すること。
- (2) 囲障
 - 1) 敷地境界線上に、フェンスを設置すること。
- (3) 構内道路
 - 1) 十分な強度と耐久性を持つ構造及び安全を考慮した無理の無い動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識、案内板、カーブミラー及び標示等を設け、車両の通行安全を図ること。
 - 2) 構内道路はアスファルト舗装とし、設計については、構内舗装排水設計基準（国土交通省大臣官房営繕部建築課）、舗装設計施工指針（社団法人 日本道路協会編）によること。

(4) 構内排水設備

- 1) 敷地内に適切な排水設備を設け、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- 2) 排水溝は、U型、L型のコンクリート二次製品を使用するものとし、必要な箇所に排水枳を設けることとし、開渠及び枳には蓋を設けること。
- 3) 暗渠排水管はVP管とすること。

(5) 洗車場

- 1) 工事範囲内の動線上支障のない位置に洗車場を設けること。

(6) その他

- 1) 田原リサイクルセンター風力発電所看板を、施設の稼働に支障がない場所（前面道路境界付近、フェンス外）へ移設すること。
- 2) 田原リサイクルセンター風力発電所啓発表示盤及び既設駐輪場は撤去すること。

2 外構工事仕様

(1) 門扉工事

既設門扉を撤去し、車両動線計画上有利な位置に新たに門扉を設置すること。

- 1) 形 式 []
- 2) 数 量 一式
- 3) 主要項目
 - ア 材質 []
 - イ 主要寸法 幅[]m 高さ[]m
 - ウ 門塀材質 コンクリート
 - エ 門塀仕上 一式

(2) 囲障工事

門扉工事に伴い、一部囲障を必要に応じて新たに設置すること。

- 1) 形 式 []
- 2) 数 量 一式
- 3) 主要項目
 - ア 材質 []
 - イ 高さ [] m

(3) 構内道路工事

- 1) 構 造 アスファルト舗装
- 2) 舗装面積 [] m²
- 3) 舗装仕様設計 CBR[]
舗装厚 [] cm
路盤厚 [] cm

4) 特記事項

ア 既設ビオトープの一部をアスファルト舗装で敷設すること。
(添付資料 1 田原市ごみ中継施設整備工事計画図 参照。)

(4) 駐車場工事

敷地内に職員・来客者兼用駐車場を設置すること。

- 1) 構 造 アスファルト舗装
- 2) 附属設備 一式
- 3) 特記事項

ア 路面厚は構内舗装道路に準拠すること。
イ 車止めの設置及び、白ライン等を表示すること。

(5) 構内排水設備工事

排水は、排水設備にて集水し、施設外へ導水すること。

- 1) 排 水 溝 []
- 2) 排 水 管 []
- 3) 附属設備 一式

第 6 節 仮設搬入路工事

工事期間中においても炭生館を継続使用する計画とすること。炭生館へのごみ搬入車両と工事車両等の動線が錯綜するため、安全な車両動線計画とするために仮設搬入路を設置すること。

- (1) 工事期間中の敷地内の安全確保に十分に留意すること。
- (2) 既設進入、退出口が工事範囲内となるため、新たに進入、退出口を設けること。これに伴い門扉工事及び構内道路工事を行うこと。

- (3) 進入、退出口および構内道路の設置に伴い、既設ビオトープの一部をアスファルト舗装とすること。
(添付資料1 田原市ごみ中継施設整備工事計画図 参照。)
- (4) 工事車両の出入りは、炭生館利用者及び周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮すること。
- (5) 特に場内が汚れて泥等を持出す恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講ずること。
- (6) 炭生館の搬出入車両の動線に配慮すること。
- (7) 炭生館ごみ搬入車両用に仮設計量機を設置すること。
- (8) 仮設計量機における積載台寸法、計量最小目盛、印字内容、運用方法等は、炭生館既設計量機と同等とするが、詳細は本市と協議のうえ決定すること。
- (9) 動線計画上不利となる場合は、受注者負担により炭生館既設計量機周囲の柱、屋根(庇)を解体しても良いものとする。解体にあたっては本市と協議のうえ実施すること。